

弁論更新 命をつなぐ権利について

2023年10月5日

六ヶ所再処理工場運転差止請求訴訟
原告ら訴訟代理人弁護士 池田 直樹

請求原因としての命をつなぐ権利の侵害

- 再処理施設の耐震性の欠如による原告らの生命・身体・健康を中核価値とする人格権侵害の高度の蓋然性による差止請求
- 再処理施設の高レベル放射性廃棄物の産出と処分による原告らの幸福追求権を中核価値とする命をつなぐ権利の侵害の高度の蓋然性による差止請求

命をつなぐ権利とは何か？

- 1 根拠と性質：憲法13条に基づく幸福追求権
- 2 保護法益：人として命を健全につないでいくことに対する幸福感と責任感という精神的な人格利益
- 3 侵害行為：被告が使用済燃料から高レベル放射性廃棄物を生み出し処分することによって、社会の持続可能性（命のつながりの基盤）を損ない、その結果、原告らの命をつなぐ権利を侵害すること
- 4 生命・身体・健康に関する人格権、平穏生活権、将来世代の人権とは異なる権利主張

「命をつなぐこと」の価値とは？

1 生命の本質～個別の生命体の命には限界

生命の存続（つながり）のため、多様性を維持するため、死ぬ
c f 小林武彦「生物はなぜ死ぬのか」

2 人の場合

(1) 自分の子孫を残し、子孫を愛し、子孫に託すことの価値

⇒伝統的な価値としての祖先の崇拝、血縁的な家族主義、イエ制度等

(2) より広く、人間を人間たらしめる文化の承継の価値

⇒人間の知識、科学、技術等の文化の承継への価値は社会の根本的価値
人間社会の「持続可能性」を世界が重視

つなぐ「命」の水準

- 少なくとも自分たちが命を展開できた自然的社会的基盤の水準の承継～世代交代の中で恩を受け、恩を返す互惠性

(加藤尚武「現代倫理学入門」)

- 「人間が存在すべし」とは「人間として存在すべし」
(ハンス・ヨナス「責任という原理」)



人間自身の活動によって困難になってきている

問い

あなたの死後30日経つと人類が滅亡すると知っているとしたら？ただし、あなた自身の生命は安楽に全うできるものとしします。

あなたは残りの人生における**自分の**活動、経験に価値を見出すことができますか？

参考：シェフラー「ドゥームズデイ（最後の審判の日）シナリオ」

（原告準備書面3・6頁）

「自己利益」としての健全な未来世代の存在

- サミュエル・シェフラーの思考実験 「死と後世」

<ドゥームズデイシナリオ> (注: 「最後の審判」が自分の死後に訪れる)

c f <不妊のシナリオ> (注: 子孫が誰にも生まれない世の中で生きる)

→自分の命は全うできてもなお日々の活動や経験への価値の喪失につながる

→自分の死後に世の中が続くことに「価値」を見出している

= 未来世代が存在し、健全な形で継続することが私たちの人格の根底にある幸福感を形成する (自己利益)

地球・生命・ヒト・私の「つながり」

- 4 6 億年前 地球誕生
- 3 9 億年前 生命誕生
- 2 0 万年前 ホモサピエンス誕生
- 3 ~ 4 万年前 旧石器時代
- 1 万 6 0 0 0 年前から 3 0 0 0 年前 縄文時代

奇跡
そのもの

連綿と続く命のつながりの中の一瞬の個人の命

この「奇跡」を受け継いで
地球的な歴史の中で命と環境をバトンタッチしていくリレー
その「役割」を果たすことが「本質的な幸福」につながる

命のつながり = 世界の持続可能性の危機

気候変動、核兵器、パンデミック、人口爆発、戦争、飢餓、有害化学物質や核廃棄物など

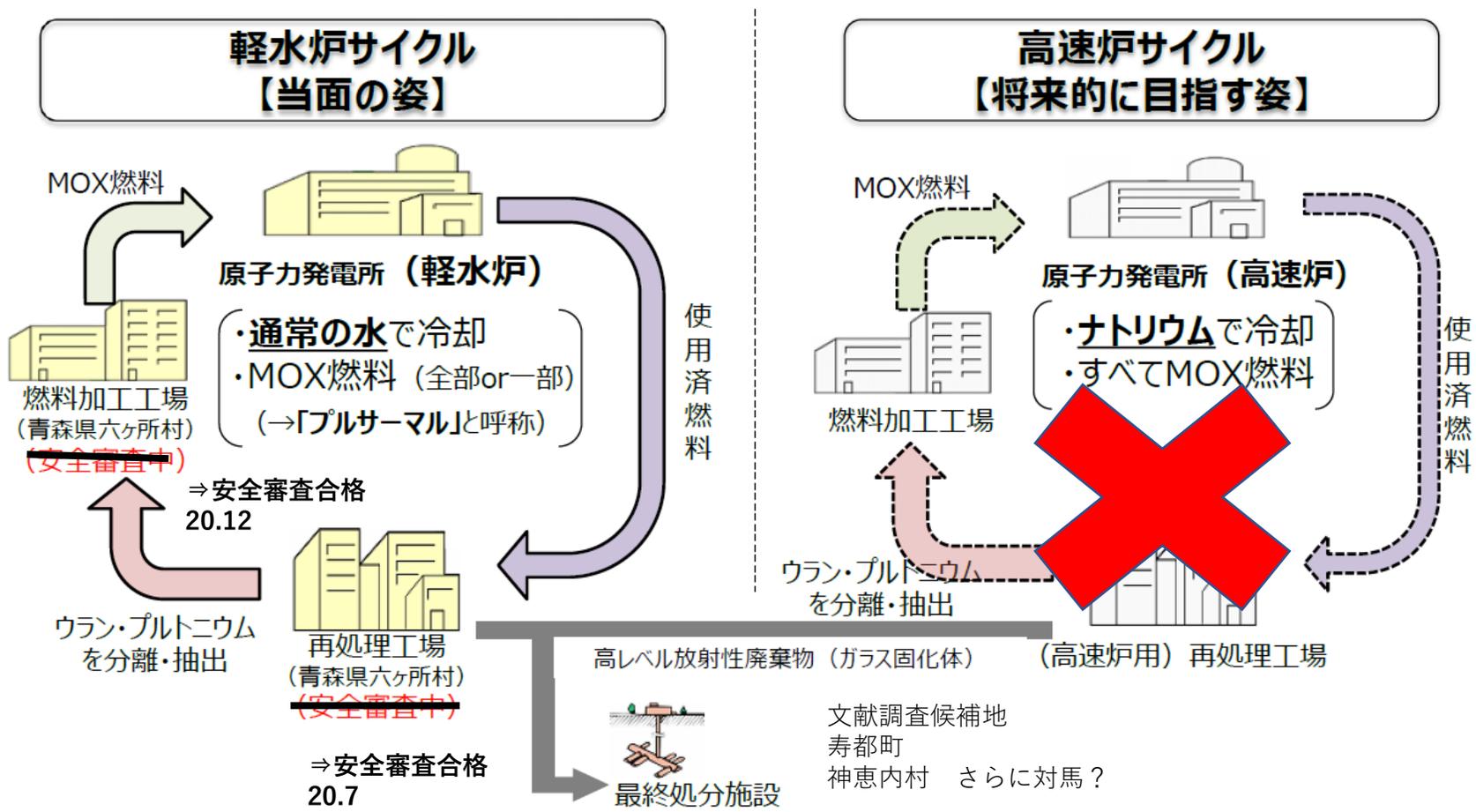


人類の存続のための自然基盤や社会基盤に重大な危機
その原因は人間の活動(巨大科学技術を含む) そのもの



個人の命を超えた人類の持続可能性の危機を招く人為的
行為は命の健全なつながりへの深刻な不安・恐怖を招き、
幸福追求権を侵害する

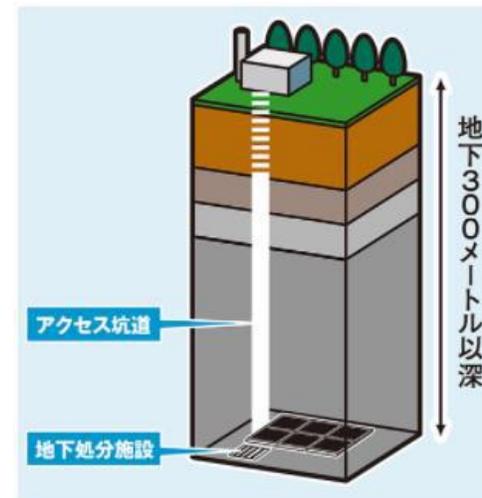
高レベル放射性廃棄物が生まれる経路



高レベル放射性廃棄物の処分

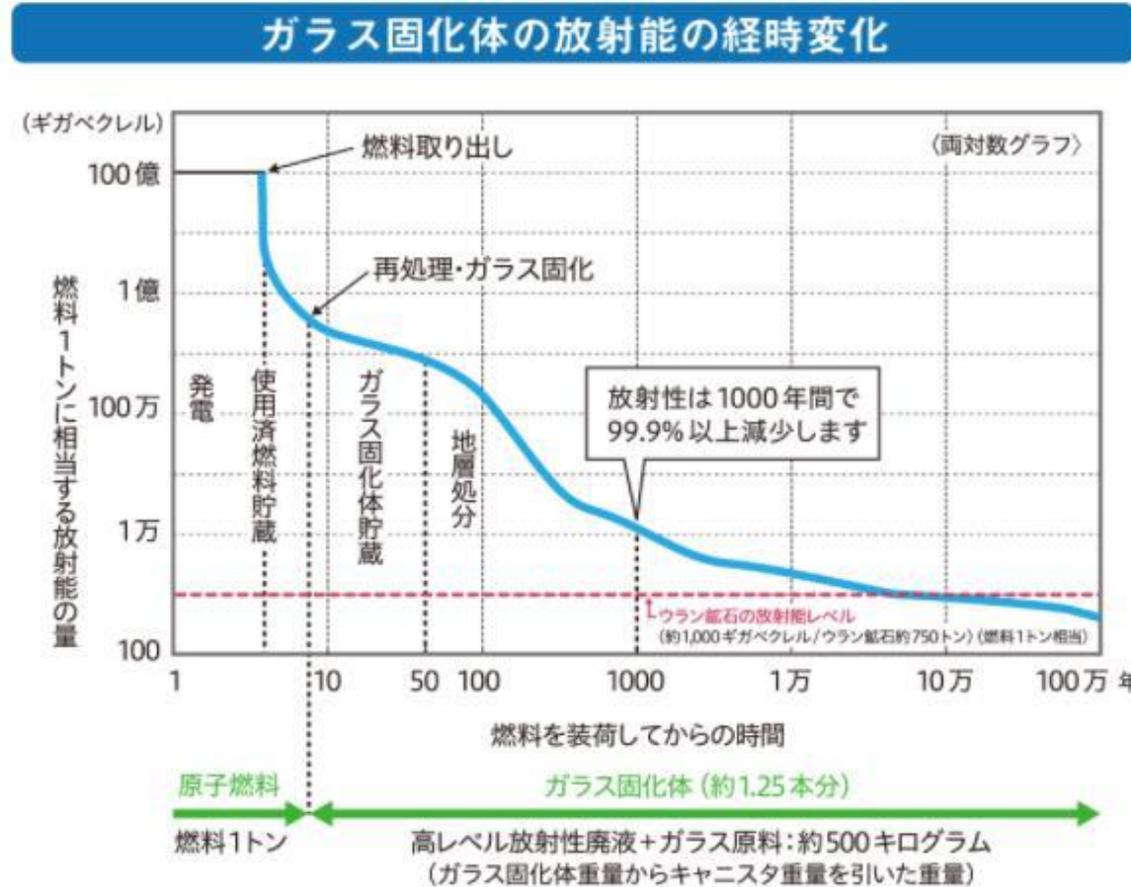


再処理の際に生じる放射能レベルの高い廃液を高温のガラスと溶かし合わせて固体化したものを30年から50年地上で空冷したうえで、地層処分(300m以上の深地下)。現時点で2.5万本相当の使用済燃料等



資源エネルギー庁HP

高レベル放射性廃棄物の「隔離」時間



出典：原子力発電環境整備機構「地層処分 安全確保の考え方」

高レベル放射性廃棄物の 地層処分の問題点

- ガラス固化体 + 金属製容器 + 緩衝材（粘土） = 人工バリア
- 300 m 地下の岩盤 = 天然バリア
- 処分 = 管理を放棄して自然的条件に委ねること



10 万年レベルでいえば

- 火山活動や地盤の隆起・浸食によるリスク
- 放射性物質の地下水汚染と環境中への拡散のリスク

将来に「命をつなぐ」倫理的責任

ハンス・ヨナス「責任という原理」

「人類が地球上でいつまでも存続できる条件を危険にさらすな。」

「われわれには、われわれ自身の生命を賭けることは許されても、人類全体の生命を賭けることは許されない。」



この倫理に違反する行為を看過することも倫理に反する

放射性廃棄物と未来への責任

- 政府や被告らの立場：「安全な処分」こそが未来への責任



< 根本的疑問 >

日本の地質的条件からすれば地層処分は「安全」なのか？

過疎地と将来世代へ巨大リスクを転嫁しているのではないか？

ヨナスのいう人類の生命への許されない「賭け」ではないか？

未来への責任は何よりも放射性廃棄物をこれ以上増やさないことではないか？

未来の世代の選択肢を残すために「処分」ではなく「管理」を継続することではないか？

再処理施設による幸福追求権の侵害

- 危険な高レベル放射性廃棄物、使用済燃料等による環境リスクを将来の世代に押し付けること(未来世代の安全を賭けの対象にすること)
- 膨大な費用(19兆円以上)を将来の世代に押し付けること(未来世代の過剰な負担を当てにすること)
- 高レベル放射性廃棄物の地層処分場、使用済の核燃料の中間貯蔵施設などの立地をめぐる社会紛争や地域分断を将来世代や地域に押し付けること
 - システムとして持続可能性を欠き、現世代が責任をとりきれない、無責任な施設への宗教者としての「畏れ」と幸福追求権の侵害

宗教者の思いと幸福追求権

- 個々の命の尊さ、かけがえのなさは全ての宗教共通
- 個々の命を超えた連綿たる「命のつながり」という「奇跡」の中に位置づけられた自分の命の役割認識
- 未来の世代により良き社会を承継していく責任感（使命感）とそのための活動に幸福（希望）を見出している



炭鉱のカナリアのように「命のつながり」に敏感な宗教者に深い憂慮をもたらす高レベル放射性廃棄物の産出・蓄積・処分は、その幸福追求権の侵害に直結している